

第 5 5 号議案参考資料

議 案 名

桶川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事院勧告等に準じて、職員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

令和 3 年 1 2 月に支給される期末手当の支給割合を引き下げる（このページ及び次ページの表を参照）。（第 1 7 条の 4 関係）

(2) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

令和 4 年度以後に支給される期末手当の支給割合を改定する（このページ及び次ページの表を参照）。（第 1 7 条の 4 関係）

（参考）期末手当及び勤勉手当の支給割合

再任用職員以外の職員

年度		6 月	1 2 月	合計	総支給割合
令和 3 年度 （現行）	期末手当	1.275	1.275	2.55	4.45 （月分）
	勤勉手当	0.950	0.950	1.90	
令和 3 年度 （改正後）	期末手当	1.275	1.125	2.40	4.30 （月分）
	勤勉手当	0.950	0.950	1.90	
令和 4 年度 以後	期末手当	1.200	1.200	2.40	4.30 （月分）
	勤勉手当	0.950	0.950	1.90	

※ 太枠内が改正部分

再任用職員

		6月	12月	合計	総支給割合
令和3年度 (現行)	期末手当	0.725	0.725	1.45	2.35 (月分)
	勤勉手当	0.450	0.450	0.90	
令和3年度 (改正後)	期末手当	0.725	0.625	1.35	2.25 (月分)
	勤勉手当	0.450	0.450	0.90	
令和4年度 以後	期末手当	0.675	0.675	1.35	2.25 (月分)
	勤勉手当	0.450	0.450	0.90	

※ 太枠内が改正部分

3 施行期日

公布の日（改正条例第2条の規定は、令和4年4月1日）